

令和7年第4回知内町議会定例会

- ◎ 招集年月日 令和7年12月12日(金)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和7年12月12日(金) 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和7年12月12日(金) 午後2時57分

◎ 出席議員

1番	松井盛泰	7番	一之谷 駿
2番	花井泰子	8番	野口久美子
3番	笠松悦子	9番	木村 一
4番	五十嵐捷爾	10番	谷口康之
5番	吉田峰一		

- ◎ 会議録署名議員 7番 一之谷 駿 8番 野口久美子

- ◎ 欠席議員 6番 山田 顕人

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	西山和夫
統 括 監	三原知明
総 務 課 長	森永 茂
生活福祉課長	笠松さおり
保健センター長	(笠松さおり)
地域包括支援センター長	(笠松さおり)
税務会計課長	筒井俊介
農業水産振興課長	南 一 貴
商工林業振興課長	南 和 敏
政策調整課長	大谷晃介
建設水道課長	澤田浩一
教 育 長	堂下則昭
学校教育課長	長谷川将之
社会教育課長	佐藤辰治
スポーツセンター長	(佐藤辰治)
知内高等学校事務長	高田正志
学校給食センター長	(長谷川将之)
代表監査委員	木村和義

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議 事 係	館岡玄武

令和7年第4回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和7年12月12日(金) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 7番、一之谷駿君、8番、野口久美子君
第 2	委 員 会 報 告	議会運営委員会報告について
	第 1 号	(委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6		追跡質問
第 7		一般質問
第 8	議案第 1 号	知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について
第 9	議案第 2 号	知内町青少年交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 10	議案第 3 号	知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定期間の変更について
第 11	議案第 4 号	知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定期間の変更について
第 12	議案第 5 号	令和7年度知内町一般会計補正予算(第10号)について
第 13	議案第 6 号	令和7年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
第 14	議案第 7 号	令和7年度知内町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
第 15	議案第 8 号	知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第 16	議案第 9 号	知内町防災会議条例の一部改正について
第 17	意 見 書 案	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出につ
	第 1 号	いて
第 18	意 見 書 案	最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措
	第 2 号	置を求める意見書の提出について
第 19	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (谷口康之)

みなさん、おはようございます。

令和7年第4回定例会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達しておりますので、令和7年第4回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（谷口康之）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、一之谷駿君及び8番、野口久美子君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る12月5日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、笠松悦子君。

◎ 委員長（笠松悦子）

委員会報告。委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和7年第4回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和7年12月12日提出。知内町議会議長、谷口康之。

議会運営委員会報告書。

令和7年第4回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和7年12月12日提出。知内町議会運営委員会委員長、笠松悦子。知内町議会議長、谷口康之殿。

記、1、会議開催状況、開催日、12月5日。出席委員、笠松、一之谷、吉田、山田、木村各委員。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、上野、館岡。2、会期について、今定例会の会期は、12月12日（金）から15日（月）までの4日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、委員会報告1件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問3件、議案9件、意見書案2件、議長発議1件である。5、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりであります。以上であります。

◎ 議長（谷口康之）

これで、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告があったように進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から15日までの4日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から15日までの4日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和7年第7回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

西山町長。

◎ 町長（西山和夫）

それでは、行政報告をさせていただきます。まず明治安田生命「私の地元応援募金」についてであります。

2022年に包括連携協定を締結した明治安田函館支社から「地元の元気プロジェクト」の一環として、「私の地元応援募金」の寄附があったものであります。明治安田「私の地元応援募金」50万2,100円の目録贈呈式を10月7日に執り行ったものであります。活用方法は地域住民の健康増進分野での活用を予定しております。

次に知内・今別友好町締結35周年記念事業についてであります。

知内町と今別町が平成2年8月8日に友好町を締結し、本年度で35周年を迎えたことから、両町の友好促進と更なる発展を目指すことを目的として、知内町・知内町内会連合会橋本会

長の主催の元、友好町締結35周年記念事業を行ったところであります。

記念品につきましては、木工協会に依頼し、縁起物である扇子をイメージして作成したものであります。詳細につきましては、お目通し下さい。

次に渡島廃棄物処理広域連合の動向について令和7年10月27日（月）に第2回定例会を開催しております。

同意第1号については監査委員の選任について同意を求める案件でありますけれども、野口修一氏が原案通り同意をされております。

承認第1号、専決処分した事件の承認について、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について原案通り承認をされております。

承認第2号、専決処分した事件の承認について、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について原案通り承認をされております。

承認第3号、専決処分した事件の承認について、北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について原案通り承認をされております。

議案第1号、令和7年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）歳入歳出それぞれ27万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億348万7千円とするものであります。原案通り可決されております。

認定第1号、令和6年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計決算認定について、原案通り認定をされております。

次に北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。令和7年11月20日（木）第1回定例会が開催をされております。

議案第8号、北海道後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてであります。竹中貢様が原案通り同意されております。

議案第9号、令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について原案通り認定をされております。

議案第10号、令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について原案通り認定をされております。

議案第11号、令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ2,201万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億4,636万6千円とするものであります。原案通り可決をされております。

議案第12号、令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ176億56万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1兆159億1,006万7千円とするものであります。原案通り可決をされております。

議案第13号、専決処分の承認について、北海道市町村総合事務組合理約の一部変更の協議について原案通り承認をされております。

議案第14号、専決処分の承認について、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更の協議について原案通り承認をされております。以上で行政報告を終わります。

◎ 議 長（谷口康之）

これで、行政報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第6、『追跡質問』を行います。

質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第7、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあったものより行います。

発言を許します。

8番、野口久美子君。

◎ 8 番（野口久美子）

8番、野口です。熊対策について一般質問させていただきます。今年は生活圏内に熊の出没が大変多く安心して暮らせない日常が続いております。熊は人里を離れて暮らすものと思っていた考えを変え、近い場所で生息している動物であるという認識に変えた対応を取る必要性があると考えております。

まずは、人身被害が発生しない啓発を実施しなければなりません。そこで、放置された果樹や自分では整備しきれない果樹の伐採、もしくはやぶ刈りが行き届いていないところへの助成をすることで、山と人里の境を作ること、緩衝地帯を整備することが必要だと思いますが、町長の所見をお願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。本年、北海道や東北地方では、連日のように熊の出没が相次いでおり、人身事故や農作物被害が深刻化しており、当町でも生活圏において熊の出没が例年にも増して多く確認され、町民の皆さまにおかれましては、日常生活の中で大きな不安を抱えておられるものと認識しております。

これまで「熊は山奥で生活する」という従来の考え方は、近年の生息環境の変化や餌資源の状況により、もはや通用しなくなってきており、熊が人の生活圏近くにも生息し得るという前提で対策を講じていく必要があると考えております。

まず、最優先すべきは人身被害を未然に防ぐための啓発であります。

町としても、正しい知識の普及や遭遇時の対応、不要な餌付けにつながる行動の抑制など、住民の皆様とともに安全意識の向上に取り組んでまいります。

ご提案にありました、放置果樹の伐採や管理の行き届かない果樹の整備、さらには藪刈りが不十分な地域への支援につきましては、ヒグマを人里へ誘引する餌資源を減らすとともに、

山と市街地との境界を明確にする「緩衝地帯」の形成に大変有効な取組であると認識しております。

今後、必要とされる助成制度の在り方や実施方法について、他自治体の事例も参考にしながら検討してまいります。

あわせて、近年国や北海道でも検討が進んでいる「ヒグマのゾーニング(区域管理)計画」についても、町として重要な施策と考えております。

具体的には、「人とヒグマの共存が可能な区域」、「出没抑制を重点的に図る区域」、「人命優先のため、積極的な捕獲・排除を行う区域」といった区分を設け、地域ごとに求められる対応を明確化することで、より効率的かつ現実的な管理を進めるものであります。

町としましても、地域特性や出没実態を踏まえたゾーニングの在り方を検討し、北海道や専門家と連携しながら、策定に向けた準備を進めてまいります。

これらの取り組みを総合的に進めることで、町民の安心・安全を確保し、人とヒグマが適切な距離を保ちながら共存できる環境づくりを推進してまいります。以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

8番、野口久美子君。

◎ 8 番 (野口久美子)

見回りをして下さった役場職員の皆様、ハンターの方々、ドローンを飛ばし追跡して下さった消防の方々、藪刈りをして下さった方々、外出を控えて下さった町民の方々、本当にありがとうございます。

人的被害が無かった事は本当に良かったと思っております。

来年に向けて収穫もままならない果樹は、本当に考えてもらわなければならない、自分で切れない人もいます。どこの業者に頼めばいいのかを周知することも大切だと思われるのですが、その考えはありますか。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

果樹の伐採、これについては今空き家になって当時育てていた果樹がそのまま実をなしているもの、または家庭菜園でそれぞれ果樹の育成をやっているもの、様々な環境があるんだろうと思いますけれども、その中で適時適応した考え方、例えば自分で今果樹を栽培しているものについては、それぞれ電気柵なりの対応をして頂くか、また空き家になってもう持ち主がいなくて、いろいろそういう方については制度を活用した中で、伐採支援を行うということもあり得るだろうと思いますし、ただなかなか全体に関してこれからどうするか、特にその後半のですね、自分の家庭菜園でやっているものに対しては、なかなか抑制が効かないだろうと思っていますので、その辺はそれぞれ対応して頂く、そのための電柵の支援だとかいろいろ対応策はあるだろうと思っていますので、その中で取組みを強化していければと感じております。

◎ 議 長 (谷口康之)

8番、野口久美子君。

◎ 8 番 (野口久美子)

自分で切れない方も、もう年老いてね、いると思うんです。何処の業者に頼めばいいのか、

多分分からない部分がいっぱいあると思うんですけど、そういうのを広報とかで周知するか、そういう事はお考えはないですか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

その辺は役場に連絡頂ければ対応させていただきますし、そういう情報を多分分からなければ広報の中で周知を徹底して、こういう案件については役場に相談して頂くというそういう取組みをした中で結果的に対応をどうするか、それは相手と町役場担当者と協議をした中で適切な対応に至るように、これから出来ればと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口久美子君。

◎ 8 番（野口久美子）

他の地域とかでは、1本いくらかかかった分の半額補助とかいろいろ打ち出していってるんですね。そういう事とか補助に関してとかそういう考えはおありですか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

今、指定管理鳥獣に熊が入りましたので、その中で国の支援も手厚くなっている状況ございます。その中で例えば、果樹、緩衝帯の整備、侵入防止策の整備、またはそうした果樹の撤去等にも関する助成の仕組みが出来上がっておりますので、それを活用した中で今後対応出来ればと考えております。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口久美子君。

◎ 8 番（野口久美子）

町長も考える緩衝地帯の整備は、来年に向けて早急にやらなければいけない、何かあつてからは手を付けるのではなく、今から計画的に実行して欲しいことだと思っています。空き家や空き地がこの先も増えていきます。手つかずの雑草地帯が増えていく前に、知内独自で藪刈りや果樹伐採が出来る制度をつくることは考えませんか。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

それぞれ役割分担をしていかなきゃなかなか町単独で全ての緩衝帯を整備出来るかということになればなかなか出来ない状況にあります。今回コンビニで熊が発生したという時には、早々に次の日に担当から、事業者との連携の中で藪刈りをして頂いた件もございますし、今までも4箇所5箇所民間の事業者が積極的に藪刈りを奉仕して頂いたという場面もありますし、町独自では5、6箇所適時、環境の整備ということで緩衝帯の整備含めて藪刈りもやらせて頂いたところであります。ただ全体的に緩衝帯エリアを作って、そして防除地域と言いますか、ある程度電気柵で抑える、そして市街地に入らないようなそんな区分けをしながら、まずコアゾーン熊が生息する場所っていうのは大切な部分でありますので、コアゾーンを守りながら、防除緩衝地帯ですね、緩衝地帯を設けて防除地域を設けて、そして市街地に出た

場合は速やかに駆除だとか、そんな段階的な構想を今計画しておりますので、その中で適時
どういう所を町が優先的に対応できるのかも整理しながら、これから進めていくことになる
のかなと感じております。

ただ町の中で対応出来ないもの、災害と同じように自助・共助・公助と言ったような役割
の中で、それぞれ対応して頂けるとありがたいことでもありますし、今回1年経過を見て共に
理解をしてそうした熊の対応出来る範囲は、自分達でそれぞれやって頂いた個人の方もおり
ますので、そうした取組みがこれからは基本になっていく。どうしても町が優先的にやらな
ければならない場所は、率先して対応しますし、制度を活用してやれるところは広範囲にや
るだとか、これから取組みが強化されていくものと考えております。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口久美子君。

◎ 8 番（野口久美子）

今回本当に人身被害とかなかったことが1番良かったなと思っておりますが、本当に何か
町で自分の身は自分で守る、それは当たり前なんですが、やはり皆さん町民の方も暗く
なったら出ない、本当に出ないとかやって頂いたし、朝の散歩を控えてもらったりとか、本
当に警察の方も見回りしてくれて、帰るようになって声をかけてくれたりとか、町民から本当
に皆さん1人1人が自分の身を守るために、本当にやった結果が人身被害が無かったと思
っております。

やっぱりもっと本当にどんどん進めていかないと、また来年っていうこともありますので、
もっと議論したりまとめていって本当に人身被害が無いように町民の方もそうですし、役場
の方とか皆さんそうですけど、考えながら案を出しながら、本当に人身被害が1件も無いよ
うにやっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

以前も9番議員の質問があった時には言ったことなんですけども、人身事故、本当に知内
昭和37年以降無いということで、そういう状況をいつまでも継続的に続けるという事が大
事になってくるんだろうと思います。

そうした中での取組み強化ということで、今議員からもありましたけれども、本当にハン
ターさんの応援、それがなければなかなか駆除の強化にも繋がりませんし、そうした意味で
は制度を活用しながらハンターの育成、そして今後ハンターがより効果的に出動出来るよう
な謝金の見直しだとか、そうしたことにも繋がっていくんだろうと考えておりますので、そ
ういう意味では強化するところ多々ありますので、これからも真摯に立ち向かいながらやっ
ていきたい。

ただいろいろハンターの限界がありまして、過去何年か熊を撃った経験だとかで現実問題
16名いるハンターの中で、2名しか熊に立ち向かう事が出来ませんので、そうした意味で
本当に2名で今年のような緊急体制をとれるか、維持できるかということになれば本当に随
分ハンターさんに無理をかけてきたのかなという思いしています。

いろいろ消防にも協力して頂いてドローン飛ばして熊の監視体制にあたりましたし、また
職員、本当に朝早く、夕方遅く本当にそうした力が皆結集して、今回何とか人身事故だけ

は食い止めた。ただ熊の出没が確認されてもそれを撃てない、そんな制限もありますので、そうしたことに制限をクリアするためには、どうしたら良いかということになれば夜間銃猟だとか、その2人のハンターに協力していただくのか、それとも夜間銃猟に対応出来るハンターを例えば町外からお願いをするのか、その場その場の中での対応になってくるだろうし、また警察官も積極的に市街地に出た場合、責任をもって対処するというお言葉もありますので、今我々でやる緊急銃猟と警察官の警職法でやる範囲と、これもいずれいろんな意味で訓練を積み上げて、どっちが対応するだとかの判断を決めなければなりませんし、いろんな意味での熊に対応するいろんな課題整理については、ちょっと時間がかかるだろうと思いますけれども、ただパツとはなしってというのは間違いありませんので、次年度に向けて今年度は落ち着きつつあるかなと思ってますので、次年度に向けて対策を強化していく、そんなつもりで立ち向かっていきたいと思えます。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口久美子君。

◎ 8 番（野口久美子）

丁寧な答弁ありがとうございます。本当に早急に進めてまとめていって、やれる事をやる、本当に自分達、町民の方達もそうですし、果樹のもし自分でやれなければ業者に頼む、役場をお願いして業者を紹介してもらおうとか、いろんな方法があると思うので、そういうのを周知するためにやはりまとめていく必要性はあるなと思えますので、是非その辺はよろしく早急をお願い致します。終わります。

◎ 議 長（谷口康之）

次に2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

私は、こども誰でも通園制度について質問を致します。

昨年6月、政府において、子ども・子育て支援法が一部改正され、来年度より、「こども誰でも通園制度」が全国で開始されることになりました。

本町の実施に向けた取り組みとその課題について、町長へお伺い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。子ども・子育て支援法の一部改正により、来年度から「こども誰でも通園制度」が全ての自治体において開始されることとなります。

こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援の体制づくりが重要となります。

本町においては、しりうち認定こども園での実施を考え、既に、認定こども園と協議を進めておりますが、保育士等スタッフの関係から、子育て家庭が利用したい時に、いつでも受け入れられる体制が持続的に確保できるかについては課題があります。そのため、現在2名の保育士がおります保健センターでも利用できるよう、地域型保育事業の設置に向けた準備を並行して進める考えであります。

本町の就学前児童の共稼ぎ世帯は8割以上のため、利用希望者は少数であろうと見込んで

はおりますが、希望する子育て家庭を受け入れられる体制整備は必要であります。

現状では、いつでも利用できる体制を取るための仕組みづくりや保育士等のスタッフの充実、利用料金の設定などの課題は残っております。また、制度の内容や申請手続きについて、保護者の皆さまに理解していただけるよう、丁寧な情報提供に努めてまいります。

今後も、制度開始に向けて、子育て家庭が安心して利用していただけるよう体制整備に取り組んでまいります。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

まず、知内町は子どもが少ないということの認識で、議論をさせて頂きたいというふうに思います。ご答弁にもありましたけれども、私最初は認定こども園で全て対応されるかなというふうに思ったんですが、今のご答弁ですと保健センターに2名の保育士さんがいらっしゃるということでそちらも併せた準備をしたいというふうに言われましたけれども、本当に今、今年のちょっと他の議員の質問でもありましたけれども、保育士さんが足りないということでは、全国的に大変な状況になっているのではないかなというふうに思っています。でも何よりもケアをするそういう職業の所が少ないということに関しては、本当にこれは急がせないかなというふうに思いますけれども、知内は比較的子ども達が少ないという事もありまして、その受入れは万全に出来るのではないかなというふうに思っているんですが、保健センターの2名の保育士さんっていうのは、勿論そこは子育て支援センターということで包括したそういう役割を担っていると思うのですが、その認識でよろしいでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。現在今保健センターにおります2名の保育士につきましては、子ども発達支援センターへの従事をしていただいています。この子ども発達支援センターっていうのは、発達に心配のあるお子さん、検診ですとか普段の家庭訪問、健康相談等を通して発達に心配のあるお子さんと、その保護者に対しまして支援を担って頂いています。ここに2名の保育士が従事しておりまして、この子ども発達支援センターだけに限らず、保育士さんには町で行っている乳幼児の検診ですとか、あと育児教室等の方にも携わっていただいています。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

ちょっと聞き取れない所もあったんですが、大体分かりました。

それで私、心配事とかそういう事をお母さんから受け付けるのは、認定こども園でされているのかなというふうに思っていたのですが、どちらとも保健センターとも、認定こども園でもどちらもやっているかなというふうに思って、そういう考えでよろしいですね。

それでですね、今回は認定こども園の待機児童がないという事良かったなというふうに思っているんですが、この中でさっき言いました保健センターで地域型の保健事業っていうことは保健センターでやられたり、いろんな所でやられると思うんですが、あと他にどういふ所がありますか。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。地域型保育事業につきましては、その自治体によって認定がそれぞれで違うんですが、当町で考えておりますのは保健センターでの実施と又はそこで難しければ、学童保育等においても視野に入れて検討しております。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

分かりました。そしてこの誰でもってことなんですが、対象は6カ月から3歳までの子どもさんということですね。知内町では一時預かり保育を実施してるというふうに思うんですが、知内の場合は1歳以上就学未満っていうのが対象だというふうになっていて、1日あたり5人、週3日、月14日っていうふうになっていると思うんですが、それでよろしいでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。今町で行っている一時預かり事業の現在の実施の仕方については、今花井議員さん仰った通りの内容で間違いありません。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

ありがとうございます。

それでですね、例えば一時預かりだとさっきの条件に合うとすれば、パートのお母さん方は、1週間に3日で子どもさんを預けて意外と働いている方が多いんじゃないかというふうに思うんですが、そうしますと認定こども園では、そこが結構いっぱいになっているんじゃないかなというふうに思って、それでこども誰でも通園制度という事業をやられる場合は、そこだけではできないということで多分支援センターにどっちも使えるというふうになったというふうに思うんですね。

共働きの方が8割以上で、利用希望者は少ないと見込んでいるというふうに答弁されました。私も同感なんですが、対象が6カ月から3歳未満ですから知内ではあまり子どもが少ないし対応しないということでは、国で全国一律にそういう法律を決めたというのは少し乱暴かなという思いもあるんですけども、しかし家庭の中で孤立して育児をするというどっちかというワンオペでお母さんがね、育児をするということに対しては本当にそれを助けるという意味では、こども誰でもということには必要かなという思いもあるんですが、その認識は如何でしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

この制度の目的っていうのは、あくまでも今議員が仰るように育児の孤立を防ぐ、又は保

護者の負担軽減、子ども達の発達や社会との繋がりを促進するという、そうした目的がございます。そういう意味では画期的な制度なのかなと自分は思っております。あとは受入れ体制それぞれ市町村の環境が違いますので、それをどうやってクリアしていくかということになります。

先程笠松課長からもあったように子育てサロンの中で、多分今10名位それにあたるような児童がいるのは、抑えております。その中で子育てサロンを利用している方もおりますので、意外と近い関係があります。そうした意味では、認定こども園に誰でも通園出来るようなそんな形をとれば大勢の中で子育てできますので、それがベストなのかなと思っております。ただ状況によってはどうしても負担がかかる、こども園の保育士さんに負担がかかる、例えば短期で1時間、2時間預けた場合でも初めてのこども達にすれば、やっぱり泣いたり、先生方が抱っこしてずっとケアしなきゃならないだとか、いろんな場面が想定されるだろうと思います。

そうした中でどうしても受け入れ出来ないという時には、地域型保育の施設、保健センター若しくは学童保育の中で、2つに対応できるように進めておりますので、その中で2名の保育士に対応して頂くこととなりますけれども、ただ大勢の中で保育をするという状況にならない可能性もありますけれども、受け入れ態勢とすれば万全の態勢で今準備をしているという事を理解して頂ければ有難いと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開致します。

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

昨年と今年度とこの制度をするためにいろいろと何人かに調査をしたというふうになっていきます。その中でやっぱり子どもの成長にはとても有効だという声、お母さん方からも出されているということなので、これはやっぱり、初め私もちょっと全国一律なので、ちょっと乱暴な制度だと思ったんですが、必要だという声結構あるということでは、大事なかなというふうに思っています。

それでですね、これから詰めていくという事なんですが、利用料金の件ですが、知内は保育料は全て今は無料になっていますので、この制度では料金は無料というふうには考えられないのかなというふうにお伺いしたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

料金については国の方で示している支援策もあるんですけども、例えば0歳児で1,300円、そして1歳児では1,100円、2歳児では900円、1時間あたりですね。そうした国の支援はあります。ただ今我々として保育料無償化を掲げてやっていますので、まして給食費も無償化やっています。

ただこの誰でも通園に関しては、午前中の対応ということ、あと登録制でやっていくということもありますので、できれば同じく無償でやっていきたいと考えています。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番 (花井泰子)

それは是非期待したいというふうに思っています。

それですね、議長この質問していいかどうか分からないんですが、この制度の導入によって一律に住民負担が国によって課せられるのではないかというふうな報道もあるんですが、そのことについては、何か掴んでおりますでしょうか。

◎ 議長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町長 (西山和夫)

一応ちょっと間違っているかもしれませんが、負担割合は決まっております、それぞれ。それで支援納付金1/2、そして国1/4、そして都道府県1/8、市町村が1/8、そうした負担割合で行うということは決定しておりますけれども、後は自治体の裁量によって全て対応する自治体もおりますし、ある程度の指針ののって対応するところもありますし、それはちょっと各市町村によって変わってくるのかなと感じております。

◎ 議長 (谷口康之)

2番、花井泰子君。

◎ 2 番 (花井泰子)

私の情報が間違っているかもしれませんが、例えば一律に住民負担が、国によって課せられることになるのではないかということで、支援納付金という形で住民から医療保険に上乘せした形で、国民から頂くというようなそういうふうな事もあるのではないかなというふうに、ですけどまだこれだと増税になるのではないかとちょっと心配なんです、これはご答弁はよろしいです。私が掴んだ情報ですのでよろしいです。

◎ 議長 (谷口康之)

暫時休憩致します。

休憩を取り消しまして、会議を再開します。

西山町長。

◎ 町長 (西山和夫)

ちょっと答弁に誤りがあったようで申し訳なく思います。

負担割合、先程支援納付金1/2、これは全国民にかかるそうです。その他に国が1/4、それぞれ都道府県1/8、そして市町村が1/8、その市町村の1/8は我々の判断でいかようにもなるということで、それぞれの負担割合は変わらない、そして今仰るように国民1人あたりにいくら支援納付金がかかってくるのかという情報まではもっていないということです。

◎ 議長 (谷口康之)

2番、花井泰子君。

◎ 2 番 (花井泰子)

分かりました。1人500円か700円かなというような意見もありますので、こうすると森林環境税だとか制度助成金とか、ああいうふうに黙って国民から引いてしまうのかなというのも、ちょっと如何なものかなと思っていますけれども、これって町の責任ではありませんので、そこはしっかりと分かっております。

あとはですね、あともう1つ、これって本当にどうなのかなと思うんですが都会での対応だ

と思うんですが、誰でもだから子どもを連れてお母さんが、条件にさえ合えば、自分の町でなくても他の町に行った時に使えるというような事にもなるというような事もあるんですね。

これは例えば、東京だと区から区へ行った時に使うということもあるんですけども、知内みたいな町でそれはあるのかなと思うんですが、例えば夏休み子どもを連れて帰省をして何かあった時に違う町村に住んでいるんだけど、例えば知内の所にもお願いしたいなという事にもなるかなと思うんですけども、それもあるということもありますので、それが対応出来るかどうかは分からないんですが、そういうこともあるということはどうですか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

一時預かりは里帰りをして保育に預けてもらうという制度の中でやっていますし、当然誰でも通園制度が活用されれば、当然そういう場面もありますし、現実認定こども園に行く児童が町内であれば、通常知内の認定こども園に預ける、親の通勤上、どうしても便利の良い、例えば他町に預けるというそういう場合もありますので、当然それらを考えれば受入れ体制というのは当然出てくるのかなと感じておりますので、その辺も含めてどう対応するかというのは、しなければならぬだろうと思います。ちょっと補足でちょっと課長の方から。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。今回のこども誰でも通園制度に関しましては、事前に登録をして頂いて予約を「何日の日に利用したいです」という予約も一緒に承って、園の方と調整して可能な日で受け入れていきたいと考えております。

あとですね、一時預かり事業とこども誰でも通園制度は、利用する側のご家庭の事情によって一時預かり事業に関しましては、例えば保護者の方が通院でお子さんを連れて病院に行けないですとか、体調が不良でなどという理由がないと一時預かり事業は、利用できない事業になっています。なんですが、こども誰でも通園制度に関しましては、そういう事情がなくても利用できるという制度になっておりますので、その辺も利用したい家庭の保護者の方と事情を聞きながら、進めていきたいと思っております。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

ありがとうございます。

ほんとに最後なんですが、こども1人あたり10時間なんですよね、限定が。1か月10時間ですから、1週間に1回利用しても2時間ちょっとで、これは1時間単位で決まっていますから、そうすると少ないなって感じています。

保育士さんの問題とか受入れ体制もあるんですけども、10時間っていうのは少ないというふうに私は思って、せめてもう少し12時間、15時間くらいでも増やした方が本当に助けになるのではないかなと思っているのですが、これって自治体の裁量によって出来る部分でもあるのかなと思うので、そのところも少し考えて頂きたいんですけども、保育士

さんの問題もありますので大変複雑な気持ちで今お願いをしています。どうですか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

短時間、単発利用の限界ということで、やっぱり受ける側も預ける側も断続的不安定な関係ってというのはどうしてもうまれてしまうという、それが大きな課題だと言われているところもありますので、ただ自治体によって多少の裁量はあるそうですけれども、裁量を付けたとしても本当に2時間、3時間のところ、あくまでも総体の10時間を基本とすれば、なかなか難しいのかな、そうなれば月1回の利用だとか、月2回の利用だとかそれは選ぶ側の考え方でありますけれども、そういう場面で、もしかすれば不安定な状況になりつつあるというのは現実、それをどうやってクリアするか、いろんな課題ありますけれども、その課題をクリアして何とかやりきりたいというのが、我々の今進めている状況であります。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

ありがとうございます。本当に実施自体は自治体ですから、決めるのは国ですから、本当に大変だなというふうに思うんですが、少なくとも子育てをしている特に女性が多様な生き方をする1つの応援になるんじゃないかというふうに思っていますので、是非よろしく願いしたいと思ひまして質問を終わります。ありがとうございます。

◎ 議 長（谷口康之）

ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は、10時40分になります。

（ 休憩 午前10時25分 ）

（ 再開 午前10時40分 ）

◎ 議 長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

次に7番、一之谷駿君。

◎ 7 番（一之谷駿）

7番、一之谷です。私からは持続可能な町づくりに必要な支援策の検討についてご質問させていただきます。

徐々に減少する人口の中、地域産業のカキ、ニラ、ウニ、サーモンそして観光業も含め全国に知内町の名前をアピールしています。

しかし、事業者そのものが減ってきており、新規スタートの事業は維持することが困難な現状となっております。事業者が増えなければ地域の衰退に直結すると思いますが、家賃、人件費、光熱費などランニングコストを考えると事業計画の段階でなかなかスタートを切れないのではないかと思います。

町長が思い描く「持続可能な町づくり」には新規事業者の参入も必要なことだと思います。新たに起業を考えている事業主が、起業後も安心して事業を続けていけるような補助の必要性があると考えますが、町長のお考えをお伺いします。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。人口減少が進む中で、知内町におけるカキ、ニラ等といった特産品や観光資源を軸とした地域産業の発展は、地域の活力を支える重要な課題であると認識しております。

確かに事業者の数は減少傾向にあり、新規参入のハードルとして家賃・人件費・光熱費といったランニングコストや、起業初期の資金繰りの難しさも課題となっております。

そのため、本町では、自ら考え、実践する地域づくりを推進するため、全17メニューからなる「ふるさと創生事業」を実施しております。その中の一つである「新規開業支援」では、新たに町内で開業する事業者に対し、開業に必要な経費の2分の1以内で、融資を受けている場合には最大300万円を上限に補助を行っており、昨年度は、飲食店1件が新規開業しているため、支援を行っているところであります。

また、同事業には、事業者の情報発信に関する支援や、省力化機械等の導入支援など、開業2年目以降も活用可能なメニューもあり、継続的に事業者を支援する仕組みとなっております。

さらに、商工会が窓口となっている「小規模事業者持続化補助金」では、経営計画を作成し、販路拡大等に取り組む小規模事業者に対して、事業費の3分の2以内、最大50万円から200万円の補助を受けることが可能であり、町内事業者の経営強化に寄与するものと考えております。

一方で、人口減少や物価高騰、インターネット通販の普及等により、地域内の消費は低迷傾向にあると見込んでいます。こうした状況に対して、本町では、町民向け地域商品券の配布やキャッシュレスキャンペーンの実施など、町内での消費喚起対策を講じ、地域事業者を応援するとともに、持続可能なまちづくりの実現に努めているところであります。

知内町の強みを活かした新たな企業の参入を促進することは、地域の衰退を食い止め、次世代へ引き継ぐ持続可能な町づくりにとって不可欠であります。町としても、起業家精神を育み、事業者の皆様が安心して挑戦できる環境づくりに向けて、地域事情やニーズに応じて、制度の拡充を検討して参ります。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷駿君。

◎ 7 番（一之谷駿）

私自身、故郷が衰退してほしくない一心で飲食店開業等の事業も展開している身であります。町の支援は大変助かっております。経営もなかなか苦しいですが、それでも町のために町民のために、従業員のためにと何とか踏ん張っている所であります。

今回私が提案するのは、あくまで新規事業です。新規の事業者さん、これから始めるという方、私自身経験したからこそ、これから始める方への現場目線での支援の拡充を是非検討してもらいたいと思います。

町長、町内にですね、例えばコーヒーが飲めるカフェができて、ラーメン屋さんが出て朝食を食べれる施設なんかもできたりして、農家さん、漁師さんの跡継ぎの方が例えば加工場を造って、老若男女集まれる施設ができてって、こんな未来があったらワクワクすると思います。

知内町にはこれくらいのポテンシャルはあるんじゃないかと思っております。大きな企業誘致も重要なことなんですけれども、今挙げたような小さな事業者を作って育てていくという考えも今の時代にとっては、とても重要なことだと思います。

人に投資をするということです。それを踏まえて2点程質問なんですけれども、1点目がですね、人件費や家賃光熱費のランニングコストの課題があるという認識ではあると思うんですけれども、その辺の支援の検討等はされたのかどうかというところ、もう1点は起業家精神を育む取組みと町長今仰いましたけれども、その辺具体的にはどのような事を考えているのかお伺いしたいと思います。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

2点、ランニングコストの件でありますけれども、新規参入者のハードルとして家賃、人件費、光熱費といったランニングコスト、いろいろかかるという、それに対する考え方なんですけれども、基本的にいろいろ町内に小規模事業者おりますけれども、ある程度経営戦略を考えながら新たな企業に投資する、そして事業化する、そんな感覚、特に経営感覚というのは優れた方でないとなかなか出来ない。我々素人のような者がこういう想定でやりたいんだと言ってもなかなか踏み込めるそんな事業ではない。それが経営者のスキルの高さで要求される部分だと思っております。

その中にランニングコストっていうのは、どうやっても入るべきものだろうと、経営者として最低限のコストですから、それはどんな事業をやってもかかる経費なわけですから、それは当然ランニングコストっていうのは頭に入れながら、戦略を総合的に考えていくというのは基本になるだろうと思っておりますので、その辺は十分新規企業のする際の経営者、事業化する側がしっかり考えて頂きたいと思っております。

ただ初期の資金繰りの難しさということで、今いろいろ新規事業の支援方法あります。議員もご承知のように新規開業支援事業、ふるさと創生事業の中でいろいろメニューを謳っているところでありますし、新たな機械投資というのも入っております。

ただ今空き家対策という事で一方で、空き家対策やってこれはあくまでも居住の用に供する住宅ということで、新規事業者が空き家を利用して開業しようとしてもなかなかこれは使えない、あくまでも新規開業の支援ということで分けられている状況あります。この辺はちょっと自分の中ではどうなんだろうという、果たしてそれで良いのかという思いありますので、これは今、議員との議論の中で最終的判断をさせて頂きたいと思っておりますけれども、新規事業の中であくまでも居住という事ではなくて、空き家を利用して開業したいんだという方にもその資金が使えるという事になれば、あくまでも融資を受けていれば300万円、空き家対策で最大限200万円利用できるわけですから、それがガッチングして500万円になるのか、それは財政的に揉まなきゃなりませんけれども、そこは加味していくべきだろうなと感じております。

◎ 議 長 (谷口康之)

7番、一之谷駿君。

◎ 7 番 (一之谷駿)

そうですね、やっぱり経営者としてはランニングコストというのは最低限事業計画の中に

組んでやってもらわなきゃなというのは確かに思います、私も。

ただ実際やっぱりなかなか想定通りいかないというところも出てきます。今回のヒグマのような騒動もあつたりもしますし、その中でやっぱりちょっとやり過ぎだなというくらい支援してやらないと、やっぱり事業者もなかなか手は挙げづらいんじゃないかと思います。じゃあ財源どうするんだという話なんですけど、じゃあ財源は新たにオープンしたら、例えば今ふるさと納税の事業もありますし、そのあたりで支援をして商品を作ります、町にふるさと納税入るようにしますという流れにすれば、年間例えば10件位入ったとすれば、7年、8年位で改修できると思うんですよね、例えば月々家賃、光熱費なんでも良いんですけど、人件費でも良いんですけども、5万円くらいでもいいんですよ。毎月5万円支援してあげる、1年間だけです。やってあげるだけでも安心感が全然違うんですよね、やっぱり経営者って孤独ですし、常にプレッシャーと戦いリスクをおってやっていくわけなんですけれども、そういう部分のサポートがあればやっぱり一歩踏み出せる人も増えてくるんじゃないかと思うんですよね。是非ちょっとでもそういう支援があつてもいいんじゃないかと思うんですけれども、如何でしょうか。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

なかなか難しいところでありましてけれども、いろいろ経営をされる方というのは、それなりの準備、また経営学だとかいろんな勉強をされて経過として事業者としていろいろ事業を拡大していくというところがある中で、そうしたお話っていうのはなかなか出来るかっていうのは、ちょっと難しいところなのかなと感じております。

ただ先程仰ったように熊の対応策の中で被害を被る、影響を受ける、これは経営を圧迫する、人の活性化がなければなかなか利益にも繋がらないというところは、多々あるだろうと思います。そうした意味では今回町が熊注意報を発令した中で、被害をある程度そうした経済の減少に繋がった部分を応援させて頂きたいということで、今回も第2弾目ということになりますけれども支援をさせて頂く、そして漏れた方というのは言い方悪いですけども、なかなか商工会と町との話し合いの中でそれ以上の事業者、対象とならなかった事業者もいるわけですよね、そうした中を救おうということもあつて、今回5,000円という提案をしようとしたんですけども、議会の方からは是非1万円で応援しようよというお話があつて今回1万円の提案をさせて頂きます。それを有効活用してそれぞれなかなか経営的に恵まれない環境だったものをちょっと応援してあげるといふ、そんな町民の意向に繋がっていければなと感じております。

他町ではいろいろ正月に向けてそれぞれの商工のメインとなるメニューをアピールするという、こういうメニューあります、正月利用して下さいというそうしたチラシを配布している町村もありますので、是非我が町もいろんな意味で、例えば矢越にはこういうメニューがあります、本町にはこういうメニューあります。いろんなメニューがそこに列挙されてチラシとして配布されれば、正月それを利用してじゃあこの物を利用してみようかとか、いろんな効果っていうのはあると思うんですよね。そういうのを利用して頂ければなと思っております。

今回第2弾とはいえ、我々支援する側ですけども、それに応えきれない部分っていうのは

多々あった、これは間違いなくあるだろうと思います。これは真摯にお詫び申し上げなきゃなりませんけれども、そうした思いも込めているいろんな応援券、これからまた更に今回協議会でお話させて頂いたように更なる物価高騰対策に向けて、また我々として発信しなければならない、活性化に向けて努力しなければならない部分って言うのは多々ありますので、その辺は理解して頂ければ有難いなと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷駿君。

◎ 7 番（一之谷駿）

町の支援もそういう所でも有るなというところで良い取り組みだとは思っております。

ちょっと話し戻しまして、実際事業者が減ってきている部分で、町長はどんな事業者がいてくれたらいいのかなという、例えば店舗でも良いですし、加工場でも良いですし、何かとこういうのが欲しいとか、もしあれば若しくはどういう人材を求めているのか、それに対してどういうふうに育てていくのかっていうような案があれば教えてほしいです。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

私の考え方でいいのか、私は経営者ではありませんので、なかなか難しいところあります。ただ漁業を経営させて頂いて、それぞれ雇用もしなければならない。やっぱり売り上げをあげて、そして従業員にはどうしてもボーナス、これをやりたいという思いあるんですね。だから一生懸命仕事をしてパートさん方と連携をして事業を盛り上げようと努力するわけですね。そうした中で最終的には我々にも経営側にも恩恵があるし、また使われている従業員の方々にもメリット、還元がされる。ウィンウィン(win-win)そんな関係づくりということで随分やってきましたけれども、やっぱり経営者たるもの経営を安定させる。そのためには何をするか。そのためにはいろんな他業種から学ぶものもあるだろうし、同じ同業者から学ぶものもあるだろうし、やはり足を運んで自らその場に飛び込んで経験をする、その事でどんな新たな発想が生まれるのか、それは必要な事なんだろうなと思っています。井の中の蛙ではなかなかいろんな情報が集まりませんので、とにかく出る、経営者は出て学ぶというのが1つあるのかなと感じております。

あと町内にはいろんな小規模から大規模な事業者もおりますけれども、やはり大なり小なり関係なくこの町の活性化のために、皆さんそれぞれ事業を起こしているわけですから、そうした方々に町としてどうした支援、些細な支援ですけれども、後押しできるような支援をこれからも強化しなければならない。その人達がここに根差してくれるためには何が必要とされているのか、それはちょっといろいろ考え方出てくるだろうと思いますので、それを細かく整理をして発信する、それが我々の役目でありますから商工産業いろんな課の中でそうした情報というのは、地域の交流含めているんな話を吸収して、じゃあ政策としてどんな展開がベストなのか発展していくだろうと思っていますので、その辺は議会の方々とも真摯に話し合いながら、また我々として情報収集するところはして、いろいろ展開出来ればと思っています。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷駿君。

◎ 7 番 (一之谷駿)

そうですね、やっぱり経営者になる方、いろんな所に出歩いていろいろ情報交換をして視野を広げていくことっていうのは、凄く重要な事だと私も思っております。

ただ現状なかなか動けないという方が多いんじゃないかなという印象です。自分の今ある仕事で手一杯だったりとか自分が居なくなったら売り上げが落ちてしまうからなんていう思いが皆さんあるんじゃないかなと思います。そういう意味ではやっぱり人を入れれる時に入れて、その分で自分の時間を作って何処かに行くという時に支援があったりとかするとなお相乗効果ですよ、働く人も働く場所が増えるし、経営者としてもやっぱり何処かにいって情報を集めてくる、若しくは行くことがアピールになる事もありますね、そういう意味では投資と思えば凄く必要なことだと思いますし、今町長仰ったように町民の方にも今のメッセージが届いたんじゃないかなと私は思いますので、そうですね、やっぱりその支援も繰り返しになりますけれども、有ったら良いかなという思いであります。答弁あれば。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

議員の方から投資という言葉ありました。これから本当にその投資、町でどのくらいいろんな意味で事業者向けの投資が出来るのか、これによって事業者も意を組んで、それが事業者の支援になるとかどうのこうのじゃなくて、あくまでも町全体で事業支援をしてくれているんだという責任が生まれるだろうと思っています。そういう意味では責任を感じて更に事業の経営的な自助努力をしていかなきゃならないなという、そんな意気込みに繋がっていけるような投資を我々も一緒に考えていければなと思いますので、皆さんからはいろんな投資案、どんな事業が良いのか、どんな政策が良いのか一緒になって考えて頂ければ有難いと思います。

◎ 7 番 (一之谷駿)

是非よろしくお願いします。

◎ 議 長 (谷口康之)

これで、一般質問を終わります。

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

令和7年第4回定例会上程議案の説明をさせていただきます。

議員の皆様には大変お忙しい中、令和7年第4回知内町議会定例会にご出席いただき、ありがとうございます。今議会に上程させていただいておりますのは議案9件であります。

議案第1号の知内町職員の給与に関する条例等の一部改正については、令和7年度の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告に伴う本町職員の給与並びに通勤手当及び期末手当等の支給率、特別職及び議会議員の期末手当の支給率の改定にかかる規定を整理する為、関連する条例を改正するものであります。

議案第2号の知内町青少年交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

は、令和8年3月に竣工を予定しております涌元棟の運用開始に向け、所要の改正をしますのであります。

議案第3号及び第4号の知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定期間の変更については、きらく棟から涌元棟への生徒の引っ越しを令和8年3月に予定していることから、現在の指定期間と来春からの指定期間をそれぞれ変更するものであります。

議案第5号の令和7年度知内町一般会計補正予算（第10号）については、歳入歳出それぞれ2億608万9千円を追加し、総額を7億7,197万円とするものであります。補正の主な内容は、不足が見込まれるふるさと納税関連経費を追加するほか、知内町物価高騰対策くらし応援事業として全町民への応援券配布と職員の給料改訂に伴う追加が主なものであります。

議案第6号の令和7年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ29万7千円を追加し、総額を5億9,010万8千円とするものであります。補正の内容は、標準システム用全国住所データライセンス料を追加するものであります。

議案第7号の令和7年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ388万6千円を追加し、総額を5億6,094万8千円とするものであります。補正の主な内容は、国庫支出金と過年度分返還金の他、介護システムの改修委託料の追加が主なものであります。

議案第8号の知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部が改正され、引用条例が整理されたことなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案の第9号の知内町防災会議条例の一部改正については、本町の地域防災計画の推進や防災に関する重要事項の審議を有意義なものにするため、委員定数を20名以内から37名以内に改正するものであります。

議案等の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを致します。

● 議案第1号 知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第8、議案第1号、『知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案の3ページをお開き願います。

議案第1号、知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料で説明しますので、説明資料 2 ページをお開き願います。

今回の改正の理由ですが、令和 7 年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正に伴い、本町における職員の給与及び通勤手当の支給額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率と、特別職及び議会議員の期末手当の支給率の改定にかかる規定を整理するため関連する条例を一部改正するものです。

続きまして改正の概要です。第 1 条による改正は、令和 7 年 4 月 1 日に遡及適用となる職員の給与に関する条例の改正です。まず①の期末手当、勤勉手当の改正です。

一般職員及び暫定再任用職員について、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.025 か月分引き上げするものです。

続きまして②の通勤手当の関係です。自動車等使用者に対する通勤手当について、距離区分に応じ引き上げするものです。

続きまして③の給料表の関係です。給料月額を平均で 10,499 円引き上げするもので、これは全ての号俸で引き上げになるもので、最大で 12,300 円、最小で 8,300 円の引き上げとなっています。

次のページです。続きまして第 2 条による改正で、令和 8 年 4 月 1 日施行となる職員の給与に関する条例の改正です。

まず①の期末手当・勤勉手当の関係です。一般職員及び暫定再任用職員については令和 7 年度引き上げ月数 0.05 か月分を 6 月及び 12 月で均等に配分するものです。

続きまして第 4 条による改正は、町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例改正です。期末手当を 0.05 か月分を引き上げするもので、令和 7 年度は 12 月分を 0.05 か月分引き上げ、令和 8 年度は引き上げ月数 0.05 か月分を 6 月及び 12 月で均等に配分するものです。

続きまして第 5 条は、議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の改正です。期末手当 0.05 か月分を引き上げするものです。

続きまして施行期日等についてです。施行期日は公布の日から施行し、第 2 条第 4 条の規定については、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、第 1 条、第 3 条及び第 5 条の規定については、令和 7 年 4 月 1 日まで遡って適用する内容となっています。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 知内町青少年交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第9、議案第2号、『知内町青少年交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会社会教育課長。

◎ 教育委員会社会教育課長（佐藤辰治）

議案10ページをお開き下さい。議案第2号、知内町青少年交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について。

知内町青少年交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

改正内容については新旧対照表により掲載しておりますが、改正内容については説明資料により説明しますので、説明資料の社会教育課14ページをお開き頂きたいと思います。

知内町青少年交流センターの設置及び管理に関する条例の改正概要についてですが、条例改正の趣旨・目的になりますが、令和8年3月の涌元棟が竣工となり、4月からは、みらい留学の生徒を受け入れる寄宿舎としてきらく棟の運用が開始されます。そのことから既存の条例に北海道知内高等学校に在籍する生徒の寄宿舎を加えて、青少年の健全育成とスポーツ活動等の活性化を図り、健康の保持・増進及び青少年の健全な育成と活力ある町づくりに資する寄宿舎及び合宿等を受け入れる交流施設として所要の改正を行うものです。

改正の概要としましては、第2条関係の名称及び位置になりますが、名称に知内町交流センター涌元棟を加え、位置には上磯郡知内町字涌元247番地を加えるものです。

次に4条関係ですがすみません、資料の(2)の方の範囲が3条関係になっていますが、4条関係に訂正願います。申し訳ありません。4条関係の使用の範囲になりますが、きらく涌元棟に入所若しくは使用できる者は、北海道知内高等学校に在籍する生徒及び青少年団体・その他団体とするものです。

次に8条関係の利用料になりますが、涌元棟の2階ホールを簡易宿所として、最大23名の合宿等の受入交流施設となります。利用料については、1名あたり2食付き(朝・夕)で1,500円、別途100円の宿泊税がかかります。

屋内練習場、ピッチングブルペン、トレーニング室については、町外利用団体にたして、半日あたり、午前、午後になりますが、1団体1,500円の利用料となります。

きらく・涌元棟の入寮者の利用料につきましては、別に定めることとします。

議案10ページに戻りまして、附則としましてこの条例は令和8年3月1日から施行するものです。

その他としましては、要綱で定めます入寮者の寮費になりますが、青少年交流センター(きらく棟)につきましては、32部屋、寮費につきましては施設利用料7千円と食事代2万3

千円の月3万円の、1日2食、朝夕の2食付き、日曜・祝日は食事がありません。

涌元棟になりますが、寮の部屋数は64部屋、利用料は7千円食事代4万3千円、1日3食の5万円となります。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定期間の変更について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第10、議案第3号、『知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定期間の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会社会教育課長。

◎ 教育委員会社会教育課長（佐藤辰治）

議案14ページをお開き下さい。議案第3号知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定期間の変更について。

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定期間を変更することについて同条第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

記、1、公の施設の名称は、知内町青少年交流センターです。2、指定管理者の名称はスリーエスです。3、指定期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までとじていましたが、令和8年3月3日までに変更するものです。説明資料社会教育課の15ページをお開き下さい。

2にあります、きらく棟に係る指定期間の変更理由になりますが、青少年交流センター涌元棟の竣工に伴い、きらく棟から3月3日に引っ越しとなり、現行期間との重複が生じるため変更するものです。

以上で説明は終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定期間の変更について

◎ 議長(谷口康之)

次に日程第11、議案第4号、『知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定期間の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会社会教育課長。

◎ 教育委員会社会教育課長(佐藤辰治)

引き続き議案15ページをお開き下さい。議案第4号になります。知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定期間の変更について。

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定期間を変更することについて同条第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

記、1、公の施設の名称は、知内町青少年交流センターです。2、指定管理者の名称はスリーエスです。3、指定期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとしていましたが、令和8年3月4日から令和13年3月31日までに変更するものです。説明資料の15ページをお開き頂きたいかと思います。

3のきらく棟・涌元棟に係る指定管理期間についての変更理由になりますが、青少年交流センター涌元棟の入寮開始が、令和8年3月4日となるため指定期間の開始を1か月前倒しするための変更となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長(谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 令和7年度知内町一般会計補正予算(第10号)について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第12、議案第5号、『令和7年度知内町一般会計補正予算(第10号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

議案16ページをお開き願います。

議案第5号、令和7年度知内町一般会計補正予算(第10号)について。

令和7年度知内町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億608万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億7,197万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

歳出の方からご説明しますので、29ページをお開き願います。1款1項1目議会費に10万6千円を追加し、4,518万6千円とするものです。3節職員手当等に先程議案第1号で議決を頂きました議会議員の期末手当支給率引き上げに伴い、不足が見込まれる分を追加補正するものです。

次に30ページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に70万円を追加し、2億1,229万1千円とするものです。

10節需用費で消耗品書籍法規購読料に不足が見込まれることから、追加補正するものです。

次に31ページです。3目財産管理費に1,114万円を追加し、5,526万1千円とするものです。12節委託料と17節備品購入費で令和8年4月1日現在の職員数を見込んで不足が見込まれるノートパソコン追加分の購入費とパソコンの設置業務委託料を追加補正するものです。また、16節公有財産購入費に旧保坂医院用地購入費を追加補正するものです。

説明資料で説明しますので、説明資料4ページをお開き願います。

旧保坂医院敷地につきましては、以前より、所有者から町に売買等についての打診があったところです。今年に入ってから所有者から建物を解体する意向と共に、再度、町に売買等についての打診がありました。そこから町においても土地の購入についての検討を進めておりました。

今般、所有者から建物の解体・登記などが完了したとの連絡を受け、町としても当該敷地

と役場庁舎敷地との将来的における一体とした活用を視野に入れて購入することとしたものです。

なお、当該敷地の利用については、現時点で具体的な建物の建設予定はありませんが、今後、駐車場やバス待合所、催事・イベント敷地としての活用を検討していきたいと考えております。

購入用地は、下記の図のとおりで6筆、2,355.37㎡、予算額は1千万円としています。

議案に戻って頂いきまして、32ページをお開き願います。4目財政調整基金に2,778万3千円を追加し、3億4,203万6千円とするものです。24節積立金でふるさと納税寄附金の増に伴うふるさと創生事業基金積立金と子ども・子育て基金積立金の追加補正と行政報告でも説明した明治安田「私の地元応援募金」の一部を地域福祉基金に積立てする追加補正です。

次に33ページです。10目地域会館管理費に40万円を追加し、2,163万4千円とするものです。10節需用費の修繕費に不足が見込まれることから追加補正をするものです。

次に34ページです。11目自治振興費に4,568万2千円を追加し、3億8,600万4千円とするものです。1節報酬と8節旅費で町民のサービスの向上と業務の効率化におけるAI、DXの活用について現状を的確に把握し、意見交換を通じて現場の課題と潜在的可能性を浮き彫りにし、今後の展開策について実践的なアドバイスと企画提案頂くため、専門家を招聘するための報酬と費用弁償を追加補正するものです。これにより町のデジタル推進のロードマップが明確化され、次年度以降の施策展開に繋げて参りたいと考えております。

また10節需用費から13節使用料及び賃借料までは、ふるさと納税に係る謝礼特産品の購入費及び送料、ふるさと納税推進事業委託料や納付代理システム利用料を追加補正するものです。

次に35ページです。2項徴税费、2目賦課徴収費に65万円を追加し、1,714万円とするものです。10節需用費で令和8年1月から本格稼働する総合行政システムの標準化に伴い、納入通知書等の各種指定用紙の様式や使用が統一されることから、従来使用していたものを標準化に適合した指定用紙に切り替える必要があるため、印刷機を追加補正するものです。

ページが飛びまして、48ページをお開き願います。9款1項1目消防費に1,154万4千円を追加し、4億1,517万2千円とするものです。12節委託料で知内消防署庁舎建設地支障木伐採業務委託に係る費用と18節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金を追加補正するものです。

このうち渡島西部広域事務組合負担金では、知内消防署員に係る給与改定による給料及び職員手当等の増と共済組合負担金率等の確定による共済費の増が主なものとなっています。また知内消防署庁舎建設地支障木伐採業務については、説明資料5ページに伐採の範囲を掲載しておりますので、後程ご参照願います。

ページ飛びまして55ページをお開き願います。13款1項1目職員等給与費に1,971万円を追加し、7億9,802万5千円とするものです。1節報酬のパートタイム会計年度任用職員で報酬の追加は、主に年度途中で新たに雇用したパートタイム会計年度任用職員2名分の増によるものです。

また2節給料に職員給料で先程議案第1号で議決を頂きました一般職員の給料表改正により給料月額が引き上げ、令和7年4月1日に遡って支給となることから、不足となる職員給料を追加補正するものです。3節職員手当等では本年7月から副町長の事務を代行する統括監を配置、教育委員会の事務局長制を二課制としたことにより管理職が増になったことにより管理職手当を追加補正するもの、時間外手当及び管理職特別勤務手当では、9月から11月中旬までの間、市街地への熊の出没のため早朝夜間の熊パトロールの実施により、時間外手当及び管理職特別勤務手当の支給が増になったことによるものです。4節共済費の退職負担金では本年3月31日に退職した職員に係る退職手当の調整額について追加補正するものです。以上で総務課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

それでは、生活福祉課関係の補正予算についてご説明を致します。議案36ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に4,731万2千円を追加し、1億3,439万3千円とするものです。10節需用費から18節負担金補助及び交付金に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に対応する事業として、物価高騰対応くらし応援事業第2弾を、及び物価高対応子育て応援手当支給事業を実施するために必要となる額をそれぞれ追加補正するものです。詳細につきましては説明資料でご説明しますので、説明資料9ページをご覧ください。

まず令和7年度知内町物価高騰対策くらし応援事業（第2弾）についてご説明します。食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付が決定されました。物価高騰の影響は全世帯・全住民に及んでいることから、全町民へ第2弾しりうち暮らし応援券として1人につき1万円分の知内商工会商品券を配布するものです。

対象者は、基準日令和7年12月1日において知内町に住民登録があるもので、3,772名となります。事業費です。10節需用費に暮らし応援券の印刷製本費及び配布にかかる消耗品として51万円、11節役務費に応援券の郵送料として97万円、12節委託料に応援券換金等業務委託料として25万円、18節負担金補助及び交付金に暮らし応援券換金負担金として3,750万円となっております。事業費の合計は3,923万円で財源内訳は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、1,340万円、ふるさと創生基金より2,583万円としておりますが、国の配分額が示されましたら、それに合わせて財源構成をしたいと考えております。

次に説明資料10ページ、令和7年度知内町物価高対応子育て応援手当支給事業についてご説明します。長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対し、子ども達の健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当として対象児童1人当たり2万円を支給するものです。対象は基準日、令和7年9月30日時点に於いて、0歳から高校生までの令和7年9月分の児童手当に係る児童及び基準日の翌日令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに出生した児童で、212世帯365人となります。

事業費です。10節需用費に通知の発送にかかる消耗品等に6万円、11節役務費に通知

の郵送料や振込手数料に15万円、12節委託料に手当支給のためのシステム構築料として57万2千円、18節負担金補助及び交付金に子育て応援手当として730万円となっております。

事業費の合計は808万2千円で、財源内訳は物価高対応子育て応援手当支給事業補助金で全て国費となっております。

次に議案に戻りまして、37ページです。2目国民年金費に26万8千円を追加し、58万9千円とするものです。12節委託料に国民年金制度改正に対応するための国民年金システム改修委託料として追加補正するものです。

次に38ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に285万円を追加し、2億1,644万5千円とするものです。10節需用費に障がい福祉サービス事務消耗品に不足が見込まれるため追加補正、18節負担金補助及び交付金に補聴器購入費助成金に不足が見込まれるため追加補正、19節扶助費に障害児訓練等給付費にサービス利用者が増加したことにより、不足が見込まれるため追加補正するものです。

次に39ページです。5目介護保険費に150万5千円を追加し、9,463万2千円とするものです。17節備品購入費に明治安田からの私の地元応援募金を活用し、介護予防事業として健康マージャン教室を実施するにあたり、必要な備品を購入するための追加補正、27節繰出金に介護保険特別会計に不足と見込まれる額を繰出しするために追加補正するものです。

次に40ページです。2項児童福祉費、2目児童措置費に250万円を追加し、1億6,096万8千円とするものです。19節扶助費に転入による対象児童が増加したため、児童手当に不足と見込まれる額を追加補正するものです。

次に41ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に39万6千円を追加し、3,680万8千円とするものです。12節委託料に妊婦のための支援給付事業において自治体間情報連携レイアウトの変更が必要となるため、健康管理システムの改修業務を委託するために追加補正するためです。

次に42ページです。3目環境衛生費に107万7千円を追加し、820万8千円とするものです。18節負担金補助及び交付金に木古内火葬場において人事院勧告に伴う人件費の増加及び燃焼炉セラミック全面張替工事が必要になったことにより、木古内火葬場利用負担金に不足が見込まれるため追加補正するものです。

次に43ページです。2項1目清掃費から219万8千円を減額し、1億7,288万6千円とするものです。12節委託料から海岸漂着物地域対策推進事業補助金の交付額が事業を終了し、実績額が確定したことにより減額。18節負担金補助及び交付金に人事院勧告に伴う人件費の増加により渡島西部広域事務組合負担金に不足と見込まれる額を追加するものです。

以上で生活福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

次に商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長 (南 和敏)

続きまして商工林業振興課関係の補正予算をご説明します。議案の44ページをご覧下さい。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費に277万円を追加し、5,466万3

千円とするものです。内容につきましては、7節報償費に有害獣駆除謝金等に277万円追加するものです。説明資料にて説明させていただきます。商工林業振興課11ページをご覧ください。

補正理由としまして、鳥獣被害総合防止対策事業としまして町内におけるヒグマの出没の増加や若手ハンターの育成の取組みにより、捕獲奨励金並びに出動謝金の予算が不足することが見込まれることから、追加するものとなります。

今年度のヒグマの捕獲頭数は、11月末現在で24頭と過去最多となっており、またエゾシカの捕獲頭数も増加しており、捕獲奨励金の不足が見込まれる額252万円、また出動謝金としましてヒグマの出没増加に伴い、ハンターの出動回数が増加、また今後春熊の駆除の活動も予定していますので、出動謝金額の不足が見込まれることから25万円を追加し、2つ合計した277万円を追加する補正となります。

議案に戻りまして47ページをご覧ください。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費に360万6千円を追加し、3,238万5千円とするものです。これは13節利用料及び賃借料に食のスポットいわゆるかき小屋番屋に設置している冷蔵庫が経年劣化のため故障したことから、代替品の導入として必要なリース料を11万6千円を追加しているものです。

また、18節負担金補助及び交付金にカキVSニラまつりの実行委員会助成金としまして、200万円の追加、またヒグマ出没に伴う飲食店等支援金として150万円の追加、合計で350万円の追加となるものです。内容についてはそれぞれ説明資料にて説明しますので、商工林業振興課12ページをお開き願います。

令和7年カキVSニラまつりの助成事業です。第28回しりうち味な合戦冬の陣「カキVSニラまつり」の開催にあたり、実行委員会に助成するものです。開催日は令和8年3月8日(日)を予定しており、開催時間、会場、内容については昨年は貝毒の影響により中止となりましたが、昨年予定していた内容をまた例年の同様内容で開催を予定しております。事業費については、200万円を予定しており、財源内訳については記載のとおりとなっております。

続きまして説明資料13ページをご覧ください。ヒグマ出没に伴う飲食店等への支援についてです。趣旨としましては、ヒグマ注意報の発出を受け、各町内会の祭典事業が縮小又は中止となり、さらに夜間等の外出自粛、また町より町民や町内会へ自粛要請を行っており、その影響もあって、地元飲食店関係者、並びに事業者等の事業継続に多大な支障が生じております。先の臨時会でも議決頂いている部分で夜間営業を行っている飲食店の事業者の他、今回新たに影響のあった宴会を行う宿泊業を対象にし、追加支援するものです。追加対象事業者は5事業者を予定しており、150万円を追加するものです。

財源内訳については、記載のとおりとなります。

以上、商工林業振興課関係の説明を終わらせて頂きます。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (谷口康之)

次に農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長 (南 一貴)

続きまして農業水産振興課関係の補正予算の内容についてご説明致します。

議案の45ページ目をご覧ください。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産振興費に25万5千円を追加し、1億5,043万円とするものです。これは18節負担金補助及び

交付金で水産多面的機能発揮対策事業交付金の追加配分により、町負担金の不足が見込まれることから、25万5千円を追加するものでございます。

続きまして、議案の46ページ目をご覧ください。5項地域産業担い手対策費、1目地域産業担い手対策事業費に3万円を追加し、4,343万円とするものです。これは、2節給料で人事院勧告により人件費増加に伴い、地域おこし協力隊の給料の不足が見込まれることから、3万円を追加するものでございます。

以上で農業水産振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

次に教育委員会学校教育課長。

◎ 学校教育課長（長谷川将之）

続きまして教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。議案の49ページをお開き下さい。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に723万円を追加し、1億1,276万9千円とするものです。8節旅費は、今年度高校の全国募集により、東京・大阪会場へ参加したことによる、旅費の不足分を追加するものです。

また24節積立金については、ふるさと納税寄附金の増加による教育振興基金積立金を追加するものです。

次に50ページです。3目学校給食センター費に70万円を追加し、9,928万5千円とするものです。17節備品購入費に、現在使用している給食配送用の保温食缶が17年経過し、経年劣化による破損や変形など損傷も激しく、安全な給食業務に支障をきたすことから、新しい物へ更新するものです。更新する食缶はステンレス食缶等、全部で13個の購入となります。

次に51ページです。2項小学校費、1目学校管理費に72万円を追加し、7,125万8千円とするものです。1節報酬は、給与改定による報酬額の追加です。3節職員手当は、通勤手当の追加となります。

また4節共済費は、当初予算の段階では小中学校への支援員の配置者が未確定であったため、一括で小学校費に計上しておりましたが、今回中学校費へ計上する分を精査すると共に、保険料確定により、余剰金を減額するものです。

次に52ページです。3項中学校費、1目学校管理費に123万8千円を追加し、5,048万円とするものです。1節報酬は給与改定による報酬額の追加です。

3節職員手当等は不用額の減額です。また4節共済費は中学校へ配置した支援員の。

◎ 議 長（谷口康之）

暫時休憩致します。

地震のため、ここで暫時休憩を致しまして昼食に致します。

再開は、午後1時を予定しております。

（ 休憩 午前11時50分 ）

（ 再開 午後 1時30分 ）

◎ 議 長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

先程午前中は、教育委員会学校教育課長に説明をしてもらいましたが、地震のため中断しましたので、52ページより再開したいと思っておりますので、説明の方よろしくお願い致します。

◎ 学校教育課長（長谷川将之）

それでは議案の52ページをお開き下さい。3項中学校費、1目学校管理費に123万8千円を追加して、5,048万円とするものです。1節報酬は、賃金改定による報酬額の追加です。3節職員手当等は不用額の減額です。また4節共済費は中学校へ配置した支援員の保険料を追加補正するものです。

以上で学校教育関係の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

次に教育委員会社会教育課長。

◎ 社会教育課長（佐藤辰治）

引き続き社会教育課関係の補正になります。53ページをお開き下さい。5項社会教育費、2目公民館費に103万円を追加し、2,987万3千円とするものです。11節役務費に書道作品設置費15万円を追加し、17節備品購入費に11月4日に開催されたスクールステージフェアで世界的に活躍されているダウン症の書家である金澤翔子氏招き、書道パフォーマンスにおいて書かれた作品の購入費用88万円を追加するものです。

財源は脇本氏からの子どもや高齢者の福祉に活用してほしいということで頂いた寄附金を充当するものです。詳細につきましては、説明資料の社会教育課関係17ページに添付しておりますので、ご参照願ひます。

次のページをお開き下さい。5項社会教育費、4目青少年交流センター管理費に1,708万5千円を追加し、8億90万7千円とするものです。10節需用費の消耗品費に不足が見込まれる10万円の追加、及び11節役務費に新たに購入した送迎バスのリサイクル関係諸費用及び登録手数料17万円の追加、及び12節委託料に先程議案3号及び4号で承認と頂きました指定管理期間の変更により生じた指定管理委託料の増加分として650万円を追加するものです。詳細につきましては説明資料の社会教育課関係16ページに添付しておりますので、ご参照願ひます。

また、26節公課費に送迎バスの重量税5万5千円追加するものです。

その他説明資料の社会教育課関係18ページに添付しております青少年交流センターきらく棟の修繕・備品購入等の内訳のとおり、10節需用費の修繕費406万円から17節備品購入費300万円までのきらく棟の改修に係る経費合計1,026万円を追加するものです。

財源については公共施設等整備基金886万円を充当するものです。

説明は以上となります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

次に歳入・地方債の説明をお願ひ致します。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

それでは歳入について説明しますので、20ページをお開き願ひます。

10款1項1目地方交付税に、6,108万1千円を追加し、21億9,613万2千円とするものです。これは只今説明しました歳出に対応して追加するものです。

次に21ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に305万5千円追加し、1億9,520万2千円とするものです。2節児童手当負担金で歳出で説明しました児童手当に対応した追加補正と、3節障害者等福祉費国庫負担金で歳出で説明

しました障害児訓練等給付費に対応した追加補正です。

次に22ページです。2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に2,174万6千円を追加し、5,197万4千円とするものです。3節児童福祉費国庫補助金で歳出で説明しました健康管理システム改修業務委託料に対応した追加補正。11節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、歳出で説明しました第2弾しりうち暮らし応援券に対応した追加補正。12節物価高対応子育て応援手当支給事業補助金で、歳出で説明しました物価高対応子育て応援手当に対応した追加補正です。

次に23ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に79万6千円を追加し、1億892万7千円とするものです。3節児童福祉費道負担金で歳出で説明しました児童手当に対応した追加補正と4節障害者等福祉費道負担金で歳出で説明しました障害児訓練等給付費に対応した追加補正です。

次に24ページです。2項道補助金、5目衛生費道補助金から211万3千円を減額し、745万2千円とするものです。2節衛生費道補助金で歳出で説明しました海岸漂着物等回収処分委託料の減額に対応した補正です。

次に25ページです。15款財産収入、2項財産売払収入、1目財産売払収入に50万2千円を追加し、850万2千円とするものです。1節財産売払収入で旧福祉バスの売払収入や消防庁舎建設地における支障木伐採による未利用材の売払収入を追加補正するものです。

次に26ページです。17款1項1目寄附金に8,050万2千円を追加し、5億685万2千円とするものです。1節寄附金で歳出で説明しましたふるさと納税寄附金の増に伴う追加補正と、明治安田「私の地元応援募金」の一部について追加補正するものです。

次に27ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に3,652万円を追加し、6億8,674万5千円とするものです。ふるさと創生事業基金繰入金で歳出で説明しました第2弾しりうち暮らし応援券に対応した追加補正。4節公共施設等整備基金繰入金で歳出で説明しました青少年交流センターきらく棟の修繕費等に対応した追加補正。9節地域福祉基金繰入金で歳出で説明しました補聴器購入費助成金と書道作品購入費等に対応した追加補正です。

次に28ページです。21款1項町債、3目消防債に400万円を追加し、1億6,060万円とするものです。これは1節消防施設整備事業債で歳出で説明しました知内消防署庁舎建設地支障木伐採委託料に対応した追加補正です。

次に議案の19ページをお開き願います。第2表地方債の補正です。地方債の変更として消防施設整備事業債の限度額を1億5,660万円から1億6,060万円と変更するもので起債の利率・償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、松井君。

◎ 1 番 (松井盛泰)

質問する前に今回の総務関係の質問をしたいと思いますが、今回提案の案件については別

に問題はございません。ただ中に旅費の関係で今実際旅費をやっている中で宿泊費、旅費支給条例の定めの中の宿泊費でいけば当然今現実として、現況は全然足りない。これでいけばですね、職員で甲地区に行っても13,100円より宿泊代出ない。実際は安くて16,000円なんですよ。札幌でも東京でも。行くたびに自費を払っていかなきゃならない。実際私も10月にちょっと監査の関係で東京に二日程行ってきましたけれども、安い所探しても16,000円以下という所は無い。2日泊まってそこで4,000円自分で払ってこななきゃならない。こういう旅費のしかたってあるかなと果たして。

こういうことで職員の皆さん方、更に203条の特別職員の皆様についても全部自己負担でやっているのが現実だと思うんです。

来年度に改正をしてくれとは言いません。即改正すべきだと。出来たら1月に改正で臨時議会開いても、これは早急に解消すべきだと思うんですが、お答えを頂きたい。

◎ 議長（谷口康之）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。今現在ですね、甲地区、議会議員及び町長で甲地区ですと14,800円、203条委員及び職員に関しては、13,100円という規定になっていると思います。この規定も2年前にやはり現状とあわないということでアップはさせたんですが、更にそれを超えるような旅費の上昇しているということで、ちょっといろいろと検討しなきゃいけないのかなと思っております。

国の方では今年の4月の方に上限を設けて、実費精算というような形もとっておりますが、ちょっと町の事務も複雑化する部分もありまして、その部分は各町とも見合わせている部分がございます。その辺りも含めてちょっと検討していきたいと思います。説明は以上です。

◎ 議長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1番（松井盛泰）

期待して良いのか分かりませんが、なかなか総務課長だけでこの答えを出すというのは大変だと思う。けどもこういうことで、条例規定集ちゃんと中で謳っているんだよ。こういう古い物はやめましょ。せつかく町のために一生懸命仕事してて自己負担をしながらですよ。これだったら飯もなんも食えない。こういう実態は、町長1番先の分かっていると思う。町長の考えあつたら1つ。

◎ 議長（谷口康之）

三原統括監。

◎ 統括監（三原知明）

総務課長からもありましてけれども、自己負担を伴って出張に行ってもらっているのは勿論本意ではありませんので、どういう方法が良いのか、あとはその方法をどうやって見極めるかだと思うので、それについてはちょっとお時間頂いて対応策を検討させて頂きたいと思います。今回応援券の支給配布も提案させて頂いていますけれども、やはり物価高騰が制度を追い越してしまっている状況ですので、検討させて頂きたいと思います。

◎ 議長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番 (松井盛泰)

ご期待を申し上げたいと思いますけれども、ただ、今までずっと物価高騰についていろいろ町で町民に対してどうのこうの、国にからも補助金入ってきている、こういうことでやっているけれども灯台下暗し、自分達のことについて一切出来ていない。こういう事無いように期待して待っていますので、よろしくをお願いします。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか。

8番、野口君

◎ 8 番 (野口久美子)

8番、野口です。説明資料の13ページ、ヒグマ出没に伴う飲食店等への支援について(追加)とありますが、この17業者はどのような基準で選ばれたのか教えて下さい。

◎ 議 長 (谷口康之)

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長 (南 和敏)

ご説明します。趣旨の中にも書かれておりますが、今回ヒグマ注意報の発出を受けて、特に夜間の部分について町の方からも外出要請等を行っております。その際に飲食店等の部分で影響があった事業者に対して支援をということで掲げておりますので、前回の議会の方で承認頂いた12業者については飲食小売業、今回追加で支援対象として掲げている宿泊業で宴会業を行っている業者ということで5業者の方をあげております。以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

8番、野口君

◎ 8 番 (野口久美子)

ちょっと分かったような分からないような感じなんですが、更にこれから追加されることはありますか。

◎ 議 長 (谷口康之)

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長 (南 和敏)

ご説明します。更に追加というよりは今回ヒグマにより特に影響のあった事業者の方ということで考えております。その他今回の対象している以外にも少なからずヒグマの被害というのは、町民の方々大なり小なりあったかと思うんですけども、それについては物価高騰の支援の部分の補助金の部分、あと町で既に行っているキャッシュレスポイントの還元事業等の部分も含めた中で、包括的な支援ということで考えておりますので、ご理解頂ければと思います。以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

8番、野口君。

◎ 8 番 (野口久美子)

これは知内の飲食店の全部と宴会をやっているホテルとかなのかな、そういうのが全部ということでよろしいですか。

◎ 議 長 (谷口康之)

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。我々の方で把握している部分の事業者として考えております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

前年度の収入から本来は今年度どれくらい減ったのかというのは、調べなければいけないという気もするんですが、そういうのはこれを終わった後でも、調べたりはするんでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。今支援に対しては、こちらから一方的に業者の方にお支払いするという形ではなく、あくまでも申請して頂く形になると思います。その際に営業の実態、あと熊による被害がどの位あったかっていうのは情報としては頂く予定でいますので、その際営業として全く影響が無かったとなると、この支援の対象にならないかと思っております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

今回の暮らし応援券第2弾、町民1人1万円っていう、これ本当に良かったかなというふうに思います。

物価高騰対策っていうのは、勿論大変ですけれども知内は本当に熊によって、町民が全ての方が生活が規制をされて大変だったということ、町はそのことも十分考慮して今回の町民の暮らし応援券を1万円にしたのではないかというふうに思っているんですが、その認識でよろしいでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。今回の暮らし応援券事業につきましては、初めは1万円ではない額を予定しておりましたが、今回ヒグマの関係で地域の皆さんに影響がかなりあったということもあり、増額して1万円を設定しました。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

引き続きなんですが、子どものところなんですが、子育て応援手当、これ国の事業ですけれども子ども1人2万円ですね、9月30日時点というふうになっていますけれども、この文書見ますと10月1日以降3月31日までに生まれる新生児も含むというふうになってます。私本当にあったかい配慮だというふうに思っていますし、気持ちが凄くあたたかくなったということで、知内は子育て支援には、本当に力を入れているというふうに思っているんですが、是非これを機会にと言ったら変ですけれども、知内で是非子育てをして下さいというそういう発信もあるのではないかというふうに思うんですが、そのことについてはどうで

しょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明致します。今回の物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、町の事業ではなく国の事業でありまして、対象につきましても国からの示された対象者に支給を予定しています。議員さん仰るようにこの手当に限らず、子育て対策に関しましてはこれまでもなんですが、今後も是非知内の方で生活したいという子育て家庭が増えるようにPRも含めて対策も考えていきたいと思っております。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

7番、一之谷です。ページで言うと36ページですね。暮らし応援券の件に関してなんですけども、こちら物価高騰の影響で国からの支援というのもあって、町からも自主財源でいくという所ではあるんですけれども、ヒグマの影響で飲食店が厳しいという所もあっての支援もあるというふうに今仰っていたと思うんですけれども、これ1万円貰っても皆さん何処で使うの多いかなと考えたら、やっぱりスーパーで使うという人とかが多いんじゃないかなと思います。

僕も商工会の方とかも実際どんな感じですかと聞いたんですけど、皆さん食料品に大半を使うという話だったので、できれば飲食店で使うような券もあった方が、というか分けた方が良いんじゃないかなと思うんですけれども、以前やっていたと思うんですけれども、その辺どうでしょう。分けるの考えてみませんかという。

◎ 議 長（谷口康之）

三原統括監。

◎ 統 括 監（三原知明）

ご説明します。かつて第1回と第2回、ちょっと申し訳ないはっきりはお答えは出来ませんが、確か1万円あってそのうちの7千円分がオールマイティな券で、残り3千円が飲食店に限定した券ということでやらせて頂いたこともありまして、それなりにやはり飲食店で例えば行かないけれども、テイクアウトするとかそういった効果もあったというふうに思って、一方でですね、なかなかその家から外に出る機会が少ないご高齢の方とか、飲食店券を頂いてもなかなか使えないという声も反面あったりして、正直言うと良し悪しの面があるのかなというふうに思っています。なので、例えばコロナみたいに特に飲食店が大きく影響を受けたような場合には、そういう発行の仕方というのはあり得るかなと思うんですけれども、一般的に広く物価高騰対策としてやる場合には、出来ればオープンな券の方が現時点でこの対策としてはよろしいのかなというふうに考えております。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

やっぱりそうですよね、出歩けない方もいらっしゃるの、そこは確かになと思う反面、やっぱり結局配っても飲食店の応援になっているのかという微妙な割合でいうと、いつも

現金で払うところ券で払っているというパターンも多々あるんじゃないかなと思って、果たしてこれは飲食店の応援になっているかっていうのが疑問なんですけれども、少額でもそういうのあっても良いのかなというふうに、使い勝手は多少悪いかないかなと思うんですけど、そこまでお金を使って地元の事業者に仕事を振るといふか、そういうふうな考えもあっても良いんじゃないかなと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

なかなか考え方は難しいんだと思いますけれども、先程7番議員の一般質問にも答えたようにある程度商工会としても、やっぱりいろんな形でアピールする、この応援券が出ることによって町内で消費されることは間違えないわけですから、どうやってその消費に繋げるかっていうのは商工会の思いもあるだろうと思いますので、そこをどうやって町民の皆さんにアピールするか、それはチラシでありいろんなやり方はあるだろうと思いますけれども、例えば飲食店のチラシを出して何々店にはこういうメニュー、正月向けのメニュー、それぞれいろいろ工夫してそれを奪い取る、そこに目を向かわせる、そして使って頂く、それが経済全体の活性化に繋がっていくものなのかなと思っております。

通常であれば、例えば油だとかいろいろ通常の使い方単なる券を使っているという、そういう捉え方ありますけれども、今回はそういう意味で町全体で消費拡大、低迷した部分を活性化しようという応援なわけですから、そこは商工会も我々と一緒になってアピールの方法を考えて頂ければ有難いかなと感じています。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

8番です。カキVSニラまつり助成事業ってあります。説明資料の12ページですね。200万円助成するとありますが、去年のような貝毒が発生した場合のこととあっていうのは考えていますでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。貝毒の関係です。昨年残念なことにまつりの直前、1日前か2日前に調査した結果貝毒が出ました。数値については自主規制という事の数値でありましたけれども、万が一の部分を含め、漁組と協議した結果、中止とさせて頂きました。

本年についても実施にあたってそういう場合が出る可能性もあるんですけども、自然界の部分で貝毒はどうしても我々人間の力では、どうにかできる部分もないので、今なるべく早い段階で中止になったことで影響が出ない段階の部分で調査等を行い、実施しようと思っております。去年については1日、2日前の貝毒の部分で、結果事業者方には大変迷惑おかけしたんですけども、本年度については2週間前程度からこまめに検査をしながら、その動向を見ながら実施に向けて検討していきたいと思っておりますので、ご理解頂ければと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

9番、木村です。歳出の48ページ。ちょっと確認したいんですけど、消防庁舎伐採、説明資料の中で全体の赤い色の部分が伐採地になるんですね。それで面積はどれくらいあるの。伐採した面積。

◎ 議 長 (谷口康之)

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

ご説明します。約12,000㎡になります。

◎ 議 長 (谷口康之)

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

12,000㎡ってことは、ヘクタールに直せば1反2畝か。

1町2反か、これで1町2反もあるの、面積。伐採面積。

◎ 議 長 (谷口康之)

誰が応えるかきちんと決めて下さい。

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

12,000㎡という事で抑えております。

◎ 議 長 (谷口康之)

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

12,000㎡なら、そうなんだべな。

それで先程歳入の方で支障木の売払収入10何万って入って来ていた。それでこの430万円、町から出てあと1万2千円引けば、あと15万円くらい引けば、残り410万円位の伐採単価になるんだども、それが420万円って言えば適正価格なのか。どこから算出したのか、その辺。

◎ 議 長 (谷口康之)

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

ご説明します。流木の売払い価格は森林組合さんの方から、見積もりを取らせて頂いて予算の方を計上させて頂いております。

◎ 議 長 (谷口康之)

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

森林組合さんの方から適正伐採単価を参考にしてやったということですね。

◎ 議 長 (谷口康之)

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

ご説明します。単価もそうなのですが、全体を見てもらって立木の量とかも調査していますので、それで決まっていた見積もりを出して頂いて予算計上してしているという事です。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

9番、木村君。

◎ 9番（木村 一）

1町2反ということは、単価当たりこの単価でいけば、20万円位になるのか。40万か30万か。

それが森林組合から示された適正伐採単価ということで、普通民間業者って言うのはまだまだ安いんでないかと思うんだよな。町がどういう判断をしたのか知らねえども、森林組合から示されたのであれば、それはそれで良しとしましょう。

なんかあまりにも高額な伐採単価でやっているには若干そういう気がしたんですけども。

それで民間との違いというのは、私個人としてはですよ、民間の伐採単価と段々金額が乖離しているような気もしているんですけども、その辺の見解はどうですかね。

◎ 議長（谷口康之）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。そういう単価の方高いという事でご認識されているということで、ちょっと森林組合の方ももうちょっと詰めた打合せというか、させて頂きませんが、一応予算の方はこれで計上させて頂きたいと思っております。ちょっとですね、高いというご認識をされているということで、もう1度森林組合の方とはお話をさせて頂きませんが、適正な予算計上だと思っております。説明は以上です。

◎ 議長（谷口康之）

9番、木村君。

◎ 9番（木村 一）

課長、それだらまた打合せするっていうなら、また下げたって言ったらまた予算変わってくるべよ。それはもうこの単価でやりますという説明で止めればよかった。

◎ 議長（谷口康之）

三原統括監。

◎ 統括監（三原知明）

ご説明します。適切な価格で見積もりをした上で価格計上させて頂いています。想像でお話してなんですけど、広葉樹なので針葉樹と違って少し手間はかかると思います。枝も落とさなきゃならないし、針葉樹だと切って倒して、フォアだとかプロセスあればバツとやれば良いんでしょうけれど、広葉樹なのでなかなかそうもいかなくて人工数もかかるというふうに認識しています。

◎ 9番（木村 一）

分かりました。

◎ 議長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

説明資料の17ページの事でちょっとお願いと、これからの今後の事を聞かせて頂きたいと思います。世界的に有名な金澤翔子さん、私達も本当に憧れていました。ましてお母さんに対して凄く憧れていたんです。翔子さんが産まれた頃は、ダウン症というのはまだ世の中にそんなに理解されていなかった時代だったような気がします。その翔子さんを育てたお母さんに凄く尊敬の念を持っております。

それで、この4千人弱の町でこの方呼んで皆さんと繋ぎを付けれたということは、素晴らしい取組みだったと思っております。

その書いて頂いた物もまた機会あるごとに、町民の方が見させて頂ける、また感じて頂けるということ、1番思うのはこの小学校からっていうか、学校教育の中でインクルーシブ教育、確かこの管轄管内でいち早く取り組んでいた町だと思うんです。その中だから尚出来た事じゃないかなと思うんですけれども、もったいなかったなと思うのが、もっと一般町民の方々にもこういうのに触れ合うことができたかなと思いました。

これは終わってしまった事なので今後こういう事業を組んで、またそういう方々とかいろいろな方面からの人達のこういう意識をもらえるような企画を考えていくつもりでいるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎ 議 長 (谷口康之)

教育委員会社会教育課長。

◎ 社会教育課長 (佐藤辰治)

今回の事業に関してになりますが、この度はスクールステージフェアということで、中高生を主体とした事業ということでの取組みだったんですが、中でも一般の方の参加も相当数の方が来られていたので、今後におきましてはその線も含めた形の中で事業を実施することを進めたいかと思っております。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

はい、ありがとうございます。やっぱりここに、あすなろも来て頂いていますし共存、共生するという意味で一般の人達も受け入れる形を子ども達からも備わって行ければなと思いますので、どんどんこういう良い事業はお金がかかってもやっていくべきだと思っております。是非町としてやってもらいたなと思っております。

◎ 議 長 (谷口康之)

教育長。

◎ 教育長 (堂下則昭)

ありがとうございます。今、佐藤課長がお話したとおり基本は毎年やっていた中高生中心のスクールステージフェアってということで、生活福祉課と一緒にやってやったということで、そういう意味では福祉の町ということでやっているわけですから、今後もこういうようなことに向けて、基本的には来年はまたスクールステージフェアということで、教育委員会が主になるんですけども、こういうような素晴らしいものがあれば、今回も日程がなかなか取りにくくてあの時期になったんですけども、皆さんのご意見を頂きながら、皆さんが見たい、聞きたいというような事が有れば、教育委員会の方にお伝え頂ければなと思っておりますので、よ

ろしくお願いします。

◎ 議長（谷口康之）

あと質疑ございませんでしょうか。

5番、吉田君。

◎ 5番（吉田峰一）

5番、吉田です。38ページですね。民生費の中で、補聴器の補助の件ありますね、ちょっと実態をちょっと教えて頂ければなど、実績です。

◎ 議長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。補聴器の購入助成事業なんですけど、今回の補正が2回目なので当初は8万円×10件分を想定していましたが、かなりの数の相談がありまして、現在のところ16、7件今出ています。なんですけど、その他に相談に来まして申請書を持って行って提出をされていない方が、片耳につきなので件数でいきますとまだ7、8件実はあります。それで今回再度補正をさせて頂いたんですけど、相談に来て病院の方に診断書をもらいに行った際、この補聴器の助成事業にあらず身体障害者手帳の範囲ですよということで、2人か3人実は障害者手帳をもらって、障害の方の支給で出されている人もいます。

今年度は多分この事業初なので、これからももしかしたら相談に来るかもしれないんですけど、取りあえず今回の補正を持ちまして一旦区切りを付けて、来年度にももしかしたら申請を待つて頂く方も出て来るかもしれないくらい相談が多いという状況です。

◎ 議長（谷口康之）

5番、吉田君。

◎ 5番（吉田峰一）

分かりました。多分私もそんなような感をしていました。どんどんどんどん高齢化になっていくのでね、どんどん増えていくんだらうなということですから、取りあえず今回は予算はこれだけで80万円を追加して、次年度に皆で考えて予算をつけていきたいなところ思っていますので、それと両耳、片方ずつやっているということなんですけれども、僕がもっと詳しく知りたいのは、肩耳付けてもらった、じゃあ次に片方の耳もどうなのかと、そういう実態も知りたかったものですからね、今度次回があれば、こんなことを調べておいて頂いて、説明して頂きたいと思っています。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。実際この補助事業が始まる前に片耳だけ、高価でしたので片耳だけ補聴器を付けていて、今回の補助事業によりもう片方の耳の申請をした方も中には2、3人いたと思います。今回両耳を一緒に購入されたという人も3件位いたと思っています。

◎ 議長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

7番、一之谷君。

◎ 7番（一之谷駿）

34ページのふるさと納税の関連なんですけれども、これはやっぱり年々ふるさと納税も金額上がったり下がったり多少ありますけれども、年々上がって来て今年もいい金額になっているかなと思います。それに従って業者さんに払うお金も段々上がってくるとは思うんですけれども、この辺りの交渉だったりとか件数が増えてくると、それだけあっちにもお金が入るわけですから、ちょっと薄めてもらう事とかそんなことも出来ると思うんですけれども、そのあたりの交渉とかはやったりしているんでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（大谷晃介）

ご説明致します。ふるさと納税につきましては、今年度についても順調に寄附の方入っているというふうに考えてはいるんですけれども、今年9月にですね、制度改正が大きくあったことによってですね、当初よりは少し寄附の方が落ち込むんじゃないかなということで、12月に入ってからそういうふうを感じているところでございます。

返礼品の価格に関しましては、町が価格を安くしてほしいとかですね、そういったところの調整については凄く難しいところがありますので、基本的には事業者さんの方ですね、価格設定に伴って寄附額の方を設定しているというような状況となっております。

またシステム使用料に関しましても、業者に提示された価格の支払という事になりますので、そちらに関しましての町の関与はなかなか難しいというふうになっている状況でございます。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 令和7年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第13、議案第6号、『令和7年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案56ページになります。議案第6号、令和7年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について。

令和7年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,010万8千円とする。

第2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、議案60ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に29万7千円を追加し、351万3千円とするものです。13節使用料及び賃借料に国民健康保険事務処理において標準システムを導入するために追加補正するものです。

次に歳入です。59ページにお戻り下さい。5款繰入金、2項1目基金繰入金に29万7千円を追加し、2,473万7千円とするものです。1節基金繰入金に先程歳出で説明致しました使用料及び賃借料の追加に対応するものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 令和7年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第14、議案第7号、『令和7年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案61ページになります。議案第7号、令和7年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

令和7年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,094万8千円とする。

第2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので議案67ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に137万7千円を追加し、363万4千円とするものです。12節委託料に令和8年4月の介護報酬改定に対応するため、総合行政システムの介護保険関係システムを改修する業務を委託するために追加するものです。

次に68ページです。4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費に57万7千円を追加し、2,635万1千円とするものです。2節給料から4節共済費まで職員の給与に関する条例の改正等に伴う追加によるものです。

次に69ページです。3項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費に31万1千円を追加し、867万7千円とするものです。2節給料から4節共済費まで68ページと同様の理由によるものです。

次に70ページです。3目生活支援体制整備事業費に30万9千円を追加し、1,391万2千円とするものです。2節給料から4節共済費までこちらにつきましても68ページ、69ページと同様の理由によるものです。

次に71ページです。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に131万2千円を追加し、2,076万7千円とするものです。22節償還金利息及び割引料に過年度事業実績に伴う国庫補助金及び道負担金の額の確定に伴う返還金として追加するものです。

次に歳入についてご説明します。議案64ページにお戻り下さい。2款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険事業補助金に68万8千円を追加し、68万8千円とするものです。1節現年度分に先程歳出で説明しました介護保険システム改修に伴う国庫補助金を追加するものです。

次に65ページです。6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に126万6千円を追加し、1,990万6千円とするものです。1節事務費繰入金に先程歳出で説明しました介護保険システム改修及び職員の給与に関する条例の改正等に伴う繰入により追加するものです。

次に66ページです。2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金に193万2千円を追加し、665万3千円とするものです。1節介護保険事業基金繰入金に先程歳出で説明しました過年度実績に伴う返還金の額の確定及び職員の給与に関する条例の改正等に伴う繰入により追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。
質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第8号 知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

◎ 議長(谷口康之)

次に日程第15、議案第8号、『知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長(森永 茂)

議案の72ページをお開き願います。議案第8号、知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように定める。

説明資料で説明しますので、6ページの方をお開き願います。

今回の改正の主旨ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)等の一部が改正され、引用する条項が整理されたため、所要の改正を行うものです。

また、健康保険証が廃止されたことに伴い、個人番号利用事務である医療費助成事務において、町民の窓口における申請負担の軽減及び職員の効率的かつ迅速な事務処理を図るため、庁内連携により医療保険給付関係情報を取得することを目的に所要の改正を行うものです。

次に改正の概要です。7ページも併せて参照願います。(1)では、番号法第19条第9号と第10号に特定個人情報の提供範囲を追加。(2)では、番号法第2条第8号に「カード代替電磁的記録」の定義が追加されたことにより、番号法の条項にズレが生じることから、本条例の条項を法に合わせる引用条項を変更。(3)では、番号法の別表第2の規定が省令への

規定への委任に伴いけずられたことから、条例第2条に特定個人番号利用事務と利用特定個人情報情報の規定を加えるものが主なものとなっております。

次に施行期日です。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第9号 知内町防災会議条例の一部改正について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第16、議案第9号、『知内町防災会議条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案75ページをお開き願ひます。議案第9号、知内町防災会議条例の一部改正について。

知内町防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料で説明しますので、説明資料8ページをお開き願ひます。

今回の改正の趣旨・目的ですが、本町防災会議について、北海道防災会議の組織及び所掌事務の例に準じた体制にすることにより、本町の地域防災計画の推進や防災に関する重要事項の審議を有意義なものとするため、知内町防災会議条例の一部を改正するものです。

防災会議の設置根拠につきましては、災害対策基本法第16条第1項に基づくもので、第6項で組織及び所掌事務について、都道府県防災会議の例に準じると定められております。

次に改正の概要です。現在委員のポストが37となっていることから、第3条第6項の委員の定数について「20名以内」を「37人以内」に改めるものです。

次に施行期日です。この条例は公布の日からする。

説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第10号 町長の給料の特例に関する条例について

◎ 議 長 (谷口康之)

お諮りします。只今、町長から議案第10号、『町長の給料の特例に関する条例について』が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、議案第10号、町長の給料の特例に関する条例についてを議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議案第10号、町長の給料の特例に関する条例についてを、追加日程第1として議題とすることに決定致しました。

これより議案を配布致します。

議案が配布されました。

追加日程第1、議案第10号、『町長の給料の特例に関する条例について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

議案第10号、町長の給料の特例に関する条例についてであります。

町長の給料の特例に関する条例を次のように定めるということで今回上程させて頂きました理由についてご説明させて頂きます。

当町職員、当時税務会計課長が、令和7年9月30日、函館市内のコンビニエンスストアで女性のスカートの中をスマートフォンで撮影しようとした容疑で逮捕され、性的姿態等撮影未遂で略式起訴され、30万円の罰金刑を受けたことから、地方公務員法第29条の規定に基づき10月31日付で停職6か月の懲戒処分を介したところであります。

尚、この職員につきましては、10月31日付で依願退職済であります。

またこの職員につきましては平成29年にも盗撮行為、北海道迷惑防止条例違反で略式起訴、停職4か月の処分を受けております。職員の非行行為に対しましては、これまでも厳正

に対処したところであり、今後不祥事の再発を防止するため職員の法令遵守並びに服務規程の徹底を図ってまいりたいと考えております。

この件につきましては、町民の皆様と行政との信頼関係を損なう極めて遺憾な事件であり、大変申し訳なく思っており、また人事につきましては町長の責任を痛感しております。当該自体に対する監督者として責任の所在を明らかにするため、町長の給料を減額するための条例を追加提案させていただくものであります。

議案に戻っていただきまして、第1条は条例の主旨で必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、減額で町長の月額給料を減額して支給するもので、令和8年1月及び2月に限り当該月額額の100分の10をそれぞれ減額するものであります。

尚、第2条中但し書きでは、期末手当及び退職手当の額を算出の基礎となる月額給料については、同表に定める額といたします。

次に附則です。1項としてこの条例を公布の日から施行する。2項として町長、副町長の給料の特例に関する条例は廃止する。以上であります。よろしくお願い申し上げます。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

9番、木村です。条例改正で令和8年1月から2月と2か月の100分の10を削減、通常は職員の不祥事は、大概1か月位で終わっていると思うが、何故2か月になったのか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

今回は、当事者当時係長でありましたけれども、4月に以前も説明させて頂いたように刑の消滅という案件があつて5年間でそういう刑の消滅があるという、その中で自分もいろいろ思いを巡らせながら今までの職員の行動、そういうことを緩和しながら最終的には課長職に付けた。課長職としていろいろ職員の育成や課題整理にご尽力していただいた中で、7月に任命して9月に発生したということで、1年も経っていない中でそうした行動を起こしてしまった。この責任は大きいだろうという自分の認識がありますので、それで今回2か月の減額という結果で皆さんにご理解頂けるものであれば、ご理解をして頂きたいというお願いであります。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

町長の思いも分かるんですけども、そういう不祥事を起こすような職員はモラルの欠如とか頭の中までは、トップとしてなかなかそういう人が出るということは想定できるものではない。万が一出たから、町長がそういう判断をしたんだべども、俺は1か月でいいん出ねえかと思う。なんで2か月なのか、任命責任は町長に管理職はあるから、それは分からねえわけではねえども、自分はそこまで無理して2か月までやる根拠がねえと思う。

他のいろいろな不祥事を起こした町村のトップを見ても、大概是100分の10で1か月の減給というふうになっているども。盗撮と他の例えば不祥事だとか何が違うんだね。町長の判断。

あと例えば横領だとか業務怠慢だとか様々な不祥事でいろんなことはあるども、それも大概是1か月位で条例改正で1か月でやめているんだども、これが町長の判断としてそんなに重いものとして町長は判断したのか。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

あまりこういう議論はこの場で想定はしていなかったんですけど、言わざるを得ない部分もありますので発言しますけども、本人は先程述べたように平成29年に略式起訴されております。今回2回目の不祥事という事で報道等でも映像に出た、これはやっぱり自分とすれば凄く重い、それが4月に課長に任命して9月にそういう事案が発生してしまった。わずか4か月、5か月の間にそういう事案にいったことになれば、いろんな事を想像しなければならない。4月に行った自分の判断がどうだったのかということになれば、明らかに自分の創造の中ではやはりこういう結果になったということについて、結果論でありますけれども、なかなか難しいというよりも選んでしまった自分の責任っていうのは重いんだろうなという、周りにも随分いろんな意見伺いましたけれども、最終的には自分の判断でこういう事案に結びついてしまったという結果論がありますので、その上での判断で今回こういう提案をさせて頂いたという事で飲み込んで頂ければ有難いです。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開致します。

これから討論を行います。討論ございませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

先程も、自分の意見を述べさせて頂きましたけれども、100分の10、1か月でいいんでないかという私の意見であります。

◎ 議 長 (谷口康之)

1番、松井君。

◎ 1 番 (松井盛泰)

私は賛成討論にさせて頂きますが、本当は私も確かに2か月は重いなという気がします。しかし、今回の事案について2回目、中には3回目という話もありますけれども町長の意志がそれまで硬いのであれば尊重をせざるを得ないということで、私はこの案については賛成を致します。以上。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、これから、議案第10号を採決します。

採決は起立によって行います。」

本案に賛成の方は起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。よって本案は、原案のとおり可決されました

● 意見書案第1号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について

◎ 議長 (谷口康之)

次に日程第17、意見書案第1号、『国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎ 2番 (花井泰子)

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書。

国民健康保険は、国民皆保険制度の重要な柱を担っている制度です。しかし、重くのしかかる国保税(料)は高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用者の拡大のもと、所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっています。

国民健康保険財政に関して、国は低所得の方々の保険料軽減措置等として、全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っています。国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから3,400億円の確実な実施と併せ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されています。

国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があります、他の健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告しています。しかし、1984年の国民健康保険法改正によって、国庫負担率が引き下げられてしまいました。

国民健康保険は他の健康保険と比べると低所得者の割合が多く、また、今後も被保険者の減少が見込まれている一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担に大きな格差があることは社会の公平・公正を欠くものになってしまいます。国民健康保険の安定的かつ持続的運営ができるよう、国保財政基盤の拡充・強化を図るための国庫負担割合に引上げ等が必要です。

よって、政府においては国民健康保険財政への国庫負担の増額を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。以上でございます。

◎ 議長 (谷口康之)

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● **意見書案第2号 最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の提出について**

◎ **議 長 (谷口康之)**

次に日程第18、意見書案第2号、『最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎ **2 番 (花井泰子)**

最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書。

2013年から2015年まで生活保護基準が大幅に引き下げられたことに対して、北海道内の生活保護利用者153名が基準引き下げ処分の取り消しを求め提訴するなど、全国29地裁で同種の訴訟が行われました。そして、2025年6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法であるとして、引き下げ処分を取り消しました。

最高裁判決を受け、国には、速やかに関係法令や制度の見直しを行う、影響を受けたすべての生活保護利用者が安心して生活ができるよう、被害回復措置を早急に講じることが強く求められています。

また、生活保護基準は、就学援助などの諸制度とも連動しており、基準引き下げに伴いこれらの制度の対象にも影響が生じたと考えられます。影響の実態を把握し、必要な対応を図ることも重要です。

さらに、被害回復への対応については、対象者の特定や被害額の再算定、通知の作成・発送や支払事務等々、自治体において膨大で困難な作業が想定されます。生活保護制度の根幹に関わるという判決の趣旨に踏まえ、自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきです。

よって国におかれては、最高裁判決の趣旨を踏まえ、以下の事項について早急を実施するよう要望します。

記 1、全面解決のために、国の責任において、生活保護費の遡及支給等被害回復の措置を速やかにとること。

2、生活保護基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。

3、違法とされた保護基準の改定に至る経緯について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第99規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。以上でございます。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、2件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第19、議長発議、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長（谷口康之）

お諮り致します。本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。
令和7年第4回知内町議会定例会を閉会します。
大変どうもご苦勞様でした。

(閉会 午後2時57分)